

## 届出対象となる施設

届出対象となる施設（誘導施設）は以下のとおりです。○印の施設は、各拠点の都市機能誘導区域内での開発・建築等行為については届出が不要ですが、休止・廃止の場合には届出が必要となります。

分類	誘導施設	定義等	都市機能誘導区域	
			中心拠点	医療・福祉拠点
行政	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する「市役所」	○	—
	警察署	警察法第53条第1項に規定する「警察署」	○	—
	国・県の出先機関	—	○	—
商業	大規模小売店舗 (店舗面積1,000㎡以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店」の、同条第1項に規定する床面積が1,000㎡を超える建物	○	—
医療・保健	病院	医療法第1条の5第1項に規定する「病院」	○	○
	保健センター	地域保健法第18条第1項に規定する「保健センター」	○	—
福祉	福祉センター	社会福祉法第109条に規定する社会福祉協議会が管理する施設	○	—
	老人福祉センター	老人福祉法第20条の7に規定する「老人福祉センター」	○	—
子育て	子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を行う施設	○	—
教育	専門学校等	学校教育法第124条に規定する「専修学校」	○	—
	高校	学校教育法第50条第1項に規定する「高等学校」	○	—
文化交流	地域交流センター	都市再生整備計画関連事業ハンドブックの高次都市施設として定める「地域交流センター」	○	○
	映画館・劇場等	興行場法第1条第2項に規定する興行場営業を営む施設に該当するもの(スポーツを公衆に見せるものを除く)	○	—